

三田市個人情報保護条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略</p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>第3条～第13条 省略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第14条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。 (2) 法令等の規定に基づくとき。 (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。</p>	<p>第1条 省略 (定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 省略</p> <p><u>(3)の2 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(3)の3 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいう。</u></p> <p><u>(3)の4 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。</u></p> <p>(4)～(5) 省略</p> <p>第3条～第13条 省略 (利用及び提供の制限)</p> <p>第14条 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有個人情報(保有特定個人情報を除く。以下第36条第1項において同じ。)を自ら利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。 (2) 法令等の規定に基づくとき。 (3) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。 (4) 審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があると実施機関が認めるとき。</p> <p><u>(特定個人情報の利用の制限)</u></p> <p><u>第14条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報(情報提供等記録を除く。以下この項及び第36条の2において同じ。)を利用するこ</u></p>

第15条～第34条 省略

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第14条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第14条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 15歳未満の者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 本人から当該本人の保有個人情報の利用停止請求につき委任を受けた者は、実施機関が特別の理由があると認める場合に限り、本人に代わって利用停止請求をすることができる。

4 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

とができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(特定個人情報の提供の制限)

第14条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

第15条～第34条 省略

(保有個人情報の提供先への通知)

第35条 実施機関は、訂正決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る同法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

第36条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 第7条の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第2項の規定に違反して保有されているとき又は第14条の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第14条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 15歳未満の者又は成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって前項及び次条の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。

3 本人から当該本人の保有個人情報の利用停止請求につき委任を受けた者は、実施機関が特別の理由があると認める場合に限り、本人に代わって利用停止請求をすることができる。

4 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(特定個人情報の利用停止請求権)

第36条の2 何人も、自己を本人とする保有特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特

(利用停止請求の手續)

第37条 利用停止請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求をする者が前条第2項又は第3項の規定により本人に代わって利用停止請求をするものである場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報特定するに足りる事項

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第18条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同項中「開示請求」とあるのは、「利用停止請求」と読み替えるものとする。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

以下省略

定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、第14条の2の規定に違反して利用されているとき、又は番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

(利用停止請求の手續)

第37条 利用停止請求は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書(以下「利用停止請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求をする者が第36条第2項又は第3項の規定により本人に代わって利用停止請求をするものである場合は、本人の氏名及び住所又は居所

(3) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報特定するに足りる事項

(4) 利用停止請求の趣旨及び理由

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 第18条第2項の規定は、利用停止請求について準用する。この場合において、同項中「開示請求」とあるのは「利用停止請求」と、「前条第2項及び第3項」とあるのは「第36条第2項及び第3項」と読み替えるものとする。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者(以下「利用停止請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

以下省略

三田市附属機関の設置に関する条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条 省略 (設置)					第1条 省略 (設置)				
第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。					第2条 本市(以下「市」という。)に次の表に掲げる附属機関を置く。				
附属機関の属する執	附属機関の名称	担任意務	委員定数	任期	附属機関の属する執	附属機関の名称	担任意務	委員定数	任期

行機関				
市長	省略			
	三田市個人情報保護審査会	(1) 三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)第42条の規定による諮問に関する事項についての調査審議	5人以内	2年
		(2) 個人情報保護制度の運用及び個人情報保護に関する重要な事項について意見を述べること。		
	省略			
	省略			

以下省略

行機関				
市長	省略			
	三田市個人情報保護審査会	(1) 三田市個人情報保護条例(平成12年三田市条例第5号)第42条の規定による諮問に関する事項についての調査審議	5人以内	2年
		(2) <u>特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定により同項に規定する合議制の機関の権限に属させられた事項を処理すること。</u>		
		(3) 個人情報保護制度の運用及び個人情報保護に関する重要な事項について意見を述べること。		
	省略			
	省略			

以下省略